

### 取消料（キャンセル料）について

既に納入した使用料は還付しない。

ただし、使用者が規則で定める期日までに使用許可の取消を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき（条例第37条）

・講習室1 130円/h ・講習室2 230円/h ・視聴覚室 360円/h ・ホール1080円/h

- ①使用日の14日前まで 取消料は使用料の2割 ※現金入金の場合は、8割還付
- ②使用日の7日前まで 取消料は使用料の5割 ※現金入金の場合は、5割還付
- ③6日前から当日まで 取消料使用料の全額 ※現金入金の場合は、還付なし

#### 施設使用の取消

施設名		取消日	取消料	還付（現金の場合）
講習室1 講習室2 視聴覚室 ホール	①	使用日の14日前まで	使用料の2割徴収	使用料から取消料（2割）を差し引き還付（8割）
	②	使用日の7日前まで	使用料の5割徴収	使用料から取消料（5割）を差し引き還付（5割）
	③	使用日の6日前から使用日まで	使用料の全額徴収	使用料から取消料（全額）を差し引き還付なし

○取消料は、キャンセルした使用予定日の月の使用料に含まれる。

○現金の場合の取りやめの場合は、使用料から取消料を差し引いた額を還付する。なお、還付の事務処理は、は、文化・市民活動課において還付する。

（例）視聴覚室の使用日が4月23日の場合、

①使用日の14日前までとは？ ②使用日の7日前までとは？ ③使用日の当日までとは

		14 日前	13日 前	12日 前	11日 前	10日 前	9日 前	8日 前	7日 前	6日 前	5日 前	4日 前	3日 前	2日 前	1日 前	使用 日
	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23
①14 日前	取消 日	●														●
①取消日と使用日の間に14日間が必要となります																
②7 日前								取消 日	●							●
②取消日と使用日の間に7日間が必要となります																
③6 日前									取消 日	●						●
③使用日の6日前は全額取消料となります																